

港則法施行規則の危険物の種類を定める告示の一部を改正する告示案
に関するパブリックコメントの募集について

令和 8 年 10 月 29 日
海上保安庁交通部航行安全課

海上保安庁では、別添のとおり、港則法施行規則の危険物の種類を定める告示（昭和 54 年運輸省告示第 547 号）の一部改正を予定しております。

このため、広く国民の皆様から、本改正案に対するご意見を賜りたく以下の要領で募集いたします。

＜募 集 要 領＞

1. 意見募集対象

港則法施行規則の危険物の種類を定める告示の一部を改正する告示案について（別添参照）

2. 意見送付要領

次のいずれかの方法で、日本語にて意見をご提出下さい。

（1）インターネットによる場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の意見提出フォームに郵便番号、住所、氏名、連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、ご提出ください。

（2）郵送による場合

〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3
海上保安庁交通部航行安全課 パブリックコメント担当宛

3. 意見募集期限

令和 8 年11月28日（土）（※必着）

4. 注意事項

- ・頂いたご意見につきましては、担当部局において取りまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。
- ・ご意見に対して個別に返答は致しかねますので、あらかじめその旨ご了承ください。

- ・ご記入頂いた氏名(法人等にあつてはその名称)、住所(所在地)、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・頂いた意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き、公開される可能性があることをあらかじめご了承ください。
- ・ご意見を正確に把握する必要があるため、電話によるご意見の受付は対応しかねますので、あらかじめその旨ご了承ください。

5. お問い合わせ先

海上保安庁交通部航行安全課 意見募集担当

電話番号 03-3591-6361 (内線6430)